

ちば創業応援助成金 審査基準

本基準は、ちば創業応援助成金交付要領に定める助成対象事業者の選定を目的として以下のとおり定めるものである。

(資格審査項目)

- (1) 申請者が創業者または中小企業者であるか。(創業5年未満)
- (2) 申請者は市町村等が実施している特定創業支援等事業に参加し証明書の発行を受けた、または千葉県内の公的インキュベーション施設(コワーキングスペースを除く)に入居しているか。
- (3) 主たる事業の実施地が千葉県内であるか。
- (4) 申請者(連携者含む)が他の補助金において、同一内容の事業にて交付決定(内定)を受けていないか。

(事業内容審査項目)

- 1 事業実施の妥当性
 - ① 創業モデル及び研究開発等に新規性や先進性があるかどうか。
 - ② 目指す成果が妥当であり、その実現の期待ができるかどうか。
- 2 市場性
 - ① 事業の対象市場が明確にされているかどうか。
 - ② 市場ニーズに合致した創業モデル及び研究開発等かどうか。
- 3 将来性
 - ① 研究開発成果等に相応の収益が見込まれ、事業継続の見込みがあるかどうか。
 - ② 自立的に事業活動を継続していく将来ビジョン及び経営者としての能力を有しているか。
- 4 地域性
 - ① 地域の企業や事業者等と連携することで地域経済の活性化に資することが期待できるか。
- 5 資金調達能力
 - ① 助成事業に要する自己資金等の調達が可能であるか。
- 6 実施体制及び実施能力
 - ① 事業を遂行する実施能力等を有し、期間内に事業を実施することが可能かどうか。
- 7 創業年数
 - ① 創業から何年が経過しているか。また、過去に助成を受けたことがあるか。

(プレゼンテーション審査項目)

- 1 プレゼンテーション審査
 - ① 申請者が事業の意図、目的を明確に説明できているか。
 - ② 申請者の事業に対する熱意、実現する意思を感じられるか。

(加点項目)

① ちば起業家応援事業の「ビジネスプラン・コンペティション」の優秀賞受賞者については、「2」点を加点する。

ただし、受賞年度の翌年度1年度のみ加点とする。

(採択基準)

(1) 上記「資格審査項目」に抵触するものは採択しない。

(2) 申請者が事業の全部又は大部分を他に委任する場合は、原則として採択しないものとする。

(3) 事業の申請者と当該事業の連携予定者から類似プロジェクトの申請があった場合は、複数の採択はしないものとする。

(4) 下記「評価基準」により評価された点数の合計が6割に満たない場合は、採択しないものとする。

(5) ちば創業応援助成金事業等審査委員会設置要領第8条第2項の書面による審査にあっては、プレゼンテーション審査項目の配点を除き満点として、6割に満たない場合は採択しないものとする。

(評価基準)

(1) 「採択基準」のいずれかの項目に該当し、採択することが適当でないものは、事業内容審査評価についても「1」とする。

(2) プレゼンテーションに欠席をした場合にはプレゼンテーション項目の加点は行わない。

(3) (1)に該当しないプロジェクトについては、「資格審査項目」、「事業内容審査項目」「プレゼンテーション項目」に照らし、各事項について助成事業計画書の内容等を次の点数により評価する。

5：優れている

4：やや優れている

3：標準的なもの

2：やや劣っている

1：劣っている

(4) 創業からの年数に応じた点数は、以下の通りとする。

5：創業予定者及び創業1年未満の企業

4：創業1年以上で創業2年未満の企業

3：創業2年以上で創業3年未満の企業

2：創業3年以上で創業4年未満の企業

1：創業4年以上で創業5年未満の企業

0：過去にちば中小企業元気づくり基金(ちば創業応援助成金)の助成を受けたことのある企業

(優先基準)

「評価基準」により、評価の点数の合計が同点であった場合には、次の各号の順位の高いものから優先して採択する。

- (1) 事業内容審査基準で点数の多いもの。
- (2) (1) が同点の場合は、審査委員の協議により採択する。